

新型コロナウイルス感染症の影響による 特例貸付について代理申請を希望される方へ

新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性がある場合にはご本人以外の親族等による代理申請が可能です。事前にご連絡いただいたご本人に申請書類を送付いたしますので、必要事項をご記入の上、必要添付書類とあわせて、代理人による申請を行ってください。

なお、申請いただいた借入金額等については、申請内容の確認において、変更となる場合がありますので、ご同意の上、申請ください。

1 ご本人あて送付書類について

- (1) 借入申込書
- (2) 特例貸付要件確認票
- (3) 委任状
- (4) 預金口座振替依頼書
- (5) 借用書
- (6) 申込書記入例
- (7) その他（ ）

2 委任状の作成について

ご本人（借入申込者）となる方と代理人の方について、双方とも漏れなく記入してください。また、双方の押印も忘れないようにしてください。

3 借用書の作成について

通常、ご本人（借入申込者）が社会福祉協議会の窓口において、職員の面前で署名捺印をすることとしています。代理申請の場合は、面前での借用書作成ができませんので、ご本人（借入申込者）の方の「印鑑登録証明書」を必ず提出してください。

4 ご用意いただくものについて

- (1) ご本人（借入申込者）の確認ができるもの（健康保険証、運転免許証、パスポート等の原本）
- (2) 住民票の写し（ご本人（借入申込者）の世帯全員が記載された発行後3ヵ月以内のもの）
- (3) 預金通帳（原本）
 - ・収入が確認できる通帳（新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことが確認できる通帳）
 - ・税金や公共料金等の支払いが確認できる通帳
- (4) 借入申込書
- (5) 特例貸付要件確認票
- (6) 委任状
- (7) 預金口座振替依頼書
- (8) 借用書
- (9) ご本人（借入申込者）の印鑑登録証明書
- (10) その他（ ）

5 代理申請について

ご本人（借入申込者）が揃えた「4」の必要書類等を代理人の方がすべて窓口にお持ちください。本人確認書類、通帳については、写しではなく原本の提出をお願いいたします。また、代理人の方ご本人の本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）も必ずお持ちください。

●お問合せ先について

連絡先

清瀬市社会福祉協議会

☎042-495-5333

〒204-0011

清瀬市下清戸 1-212-4 清瀬市コミュニティプラザ 2 階